

阿倍野保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が保護者の方に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 みおつくし福祉会
所 在 地	大阪市天王寺区東高津町 12-10 市立社会福祉センター内
電 話 番 号	06-6765-5611
代表者氏名	理事長 田丸 卓嗣

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	阿倍野保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市阿倍野区文の里3-6-10
連 絡 先	電話番号 06-6621-2903 FAX 06-6621-1256
管 理 者	園長 政氏 知美
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
認 可 定 員	<1号認定こども> 3歳児 1人 4歳児 1人 5歳児 1人 <2・3号認定こども> 0歳児 11人 1歳児 21人 2歳児 24人 3歳児 24人 4歳児 26人 5歳児 26人
利 用 定 員	<1号認定利用定員> 15人 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定こども以外の児童 <2・3号認定利用定員> 100人 満3歳以上の小学校就学前児童（2号認定こども）と満3歳未満で保育を必要とする児童（3号認定こども）
開 設 年 月 日	昭和23年12月20日
事 業 所 番 号	2710051006668

3 施設の目的・運営方針

阿倍野保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その教育・福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2) 「当園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3) 「当園」は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 「当園」は、「当園」は、「大阪府認定子ども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年条例第 70 号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		810.23㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造4階建
	延べ面積	1,308.69㎡
園庭		地上園庭215.10㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ほふく室も含む。ひよこ組（0歳児クラス）、こぐま組（1歳児クラス）
保育室	4室	りす組（2歳児クラス）、うさぎ組（3歳児クラス）、きりん組（4歳児クラス）、らいおん組（5歳児クラス）について各1室
交流室（ホール）	1室	
一時預かり保育室	1室	3階
多目的ホール	1室	4階
調理室	1室	
事務室	1室	
プール		3階

5 提供する保育等の内容

当園は、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、幼稚園教育要領（平成 29 年 3 月 31 日文部科学省告示第 62 号）及び保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）に基づき、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

下記 8 に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係わる園児に対し、下記 8 に記載する規定する時間外において保育を提供する。

(3) 食事の提供

(4) その他保育に係わる行事等

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	職員及び業務の管理、法令等を遵守させるための指揮命令、児童を全体的に把握し、業務をつかさどる。	1	1		
主任 保育士	地域や利用乳幼児の保護者に対する子育て支援、小学校との連携・接続担当、施設長を補佐し、保育内容について保育士を統括する	2	2		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	20	20		
栄養士	児童の発達段階に応じ、献立を作成し、給食及びおやつを調理する	1	1		
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	1	1	1	
嘱託医	年に 2 回の内科検診及び相談、年に 1 回の歯科検診及び相談	2		2	

当園では、「大阪府認定子ども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年条例第 70 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～16：30）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～16：30）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定こども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末年始（12月29日から1月3日）（※注）夏、冬、春期の長期休業日
2号認定こども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）
3号認定こども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

なお、行事等によっては、家庭で保育をお願いすることがあります。

日程は事前にお知らせします。

（※注）・夏期休園日 8月10日～8月16日

・冬期休園日 12月25日～28日、1月4日～7日

・春期休園日 3月27日～4月2日

土曜日や夏、冬、春期の長期休業日でも、保育が必要な場合は一時預かりを利用することもできますのでご相談ください。

8 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 教育標準時間認定に係る教育・保育時間（1号認定こども）

平 日 9時00分～15時30分

なお、8時～9時及び15時30分～19時、土曜日8時～17時00分の範囲内で、一時預かり事業を提供いたします（利用に当たっては、お支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担金が必要となります）。

一時預かり事業 平日 8時00分～9時00分、15時30分～19時00分
土曜日 8時00分～17時00分

(2) 保育標準時間認定に係わる保育時間（2・3号認定こども）

平日 7時30分～18時30分

土曜日 7時45分～17時00分

保育標準時間認定に係わる支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。ただし、行事等によって保育時間が異なることがあります。その時は、事前にお知らせ致します。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。（※土曜日に関しては、17時以降保育が必要な場合、申し出てください。）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（2・3号認定こども）

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。ただし、行事等によって保育時間が異なることがあります。その時は、事前にお知らせいたします。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分～8時又は16時～19時の範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

教育・保育を提供する日は、食事の提供を行います。

なお、行事や厨房の清掃等によってお弁当のご協力をお願いすることがあります。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
1歳児	10時頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	10時頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応（医師が記入した生活管理指導表が必要）
食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担金（保育料）

当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

お支払方法は、入園時につくっていただいたゆうちょ銀行の口座より毎月引き落としとなります。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定こども

本園が入所決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定こども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) 支給認定保護者が退園を申し出たとき
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	秋田医院
医院長名又は医師名	松木 智子
所在地	大阪市阿倍野区阿倍野筋3-12-2 アベノクリ110号
電話番号	06-6633-9413

(2) 歯科

医療機関の名称	おおくぼ歯科医院
医院長名又は医師名	大窪 正茂
所在地	大阪市阿倍野区文の里1-8-28
電話番号	06-6622-4567

- (3) 入所時及び少なくとも年に2回は児童に対して、内科検診を行います。また、1年に1回歯科検診を行います。その結果をお知らせします。

15 緊急時の対応

- (1) 「当園」の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は近隣の医師、児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、大阪市及び児童の保護者等に連絡するとともに、速やかに必要な措置を講じるものとします。
- (3) 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (4) 児童に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を行うものとします。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、安全管理マニュアルにより対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 無
避難・消火訓練	避難訓練は、毎月1回以上実施します。

<当園における警報発令、地震発生時等の対応について>

暴風警報等発令時	<p>大阪市域に暴風警報または特別警報が発表された場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前7時までに発表された場合、原則として休園します。 ・開園後に発表された場合、発令された時点で休園します。 <p>可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</p>
<p>・大阪市が河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上発令 気象庁が発表する「警戒レベル3相当」は含まない。</p> <p>・高潮に関する大阪府 市からの早めに避難の呼びかけがあった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・午前7時までに発令され、避難区域に該当した場合は休園します。 ・開園後に発令された場合、発令された時点で休園します。 <p>可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</p>
地震発生時	<p>大阪市内 24 区のうちいずれか1区でも震度5弱以上を観測した場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前7時までに発生した場合、原則として休園します。 ・開園後に発生した場合、発生した時点で休園します。 <p>可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育終了後に発生した場合、翌日は休園します。
津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発令	<p>津波警報・大津波警報発表により避難指示発令があった場合、次の避難指示該当区に所在する保育園では、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前7時までに発令された場合、原則として休園します。 ・開園後に発令された場合、直ちに所定の避難ビルまたは3階以上の安全な場所へ避難して安全を確保しますので、可能な限り速やかなお迎えをお願いします。

	<p>【避難指示該当区】</p> <p>北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区 港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区 城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区</p>
その他	<p>災害などを起因とする交通機関の運転取りやめや、感染症が発生した状況等により保育所の運営ができない（十分な職員数を確保できない場合や停電している場合、また建物の被害状況などにより安全な保育に支障をきたす等）時は休園する場合があります。</p>

- (1) 警報が 12時までに解除になれば、解除時間より 2時間後から保育を行います。
(欠席される場合は、連絡してください)
- (2) 9時30分までに警報が解除になれば、給食はあります。
9時30分以降に解除になれば、お弁当のご協力をお願いします。
- (3) 建物等の被害状況によって上記から変わる場合があります。休園や保育再開については園からのアプリで発信しますので必ずご確認ください。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	明法寺 宏美・大野 好美
	・ご利用時間	随時
第三者委員	・電話番号	06-6621-2903
	F A X	06-6621-1256
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
近藤 遼	電話番号	06-6761-1171
		大阪市私立保育連盟会長

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険の内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター・AIG賠償責任保険
保険の内容	施設賠償責任保険，行事に関する保険

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	8人	9人	9人
1歳児	17人	17人	18人
2歳児	20人	20人	22人
3歳児	22人	23人	20人
4歳児	24人	23人	23人
5歳児	26人	24人	22人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	無	無
自己評価の実施状況	毎年度実施	公表無

22 保健衛生

- (1) 予防接種は、できるだけ入所までに受けておいてください。特に結核健診（BCG）は入園までに受けておいてください。
- (2) 感染症の病気に罹られた場合は、治療の上、医師の意見書（園にあります）を提出してから登園してください。
- (3) 当園で発熱された時は、37.5度になりましたら保護者に連絡します。
体調により熱が低くてもお迎えをお願いする場合があります。できるだけ早く迎えに来てください。
- (4) 薬を持参される場合は、必ず職員に1回分の薬と投薬書を一緒に手渡ししてください。薬は医師より処方された薬に限ります。

23 個人情報の取り扱いについて

- (1) 小学校への円滑な移行、接続が図れるよう、終了にあたり入学する予定の小学校との間で情報共有を行います。
- (2) 他の保育園等へ転園する場合、その他兄弟・姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。
- (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行います

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
車での送り迎え	車での送り迎えは、固くお断りしています。
秘密保持	当園の日常や行事等を撮影した動画写真等につきましては、ご家庭で鑑賞される場合は構いませんが、インタ

	インターネット上での公開はもちろんSNS等に掲載することを禁止します。許可を得ずに掲載し問題が生じた場合、当園は一切責任を負いません。
--	---

- 25 子ども・子育て支援法第39条 第3項 第5項により公表・公示された旨
なし

別表 1

1. 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（1号認定こども用）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	給食提供に伴う、幼児給食費 主食費 1,800円 副食費 4,200円	月額 6,000円
一時預かり事業 (預かり保育料)	教育標準時間認定(1号)の方で、 8時～9時、15時30分～19時の保育を希望する場合の保育料(30分毎) <u>※事前の申請が必要です。</u>	月額 700円
	教育標準時間認定(1号)の方で、 土曜日8時～17時の保育を希望する場合の保育料 <u>※事前の申請が必要です。</u>	1日 1,500円
超過保育料	各認定による教育・保育時間、一時預かり事業を越えた場合の保育料(15分毎)	1回 300円
保育補助費	年中行事・行事のプレゼント・保険に係る費用(全児)	月額 1,000円
講師料負担費	英語・体育・音楽等の講師費用一部負担 (幼児クラス) ※希望されない方はお申し出ください	月額 1,500円
通園用品代 (令和5年度価格参照)	制服 サイズ 100～130 (3歳児クラス以上)	6,400円
	制服 サイズ 140・150 (3歳児クラス以上)	6,900円
	半袖トレシャツ (3歳児クラス以上)	1,420円
	長袖トレシャツ (3歳児クラス以上)	1,860円
	トレパン (3歳児クラス以上)	1,120円
	制帽子 (3歳児クラス以上)	1,265円
	通園かばん (3歳児クラス以上)	3,600円
	スモック (全児)	1,045円
保育用品代 (令和5年度価格参照)	出席ブック (4,5歳児クラス)	660円
	健康の記録 (全児)	310円
	連絡ノート (3,4,5歳児クラス)	170円
	乳児ノート (0,1,2歳児クラス)	480円
	雑費 (全児)	62円
	はさみ (3歳児クラス以上)	455円
	クレパス (2歳児クラス以上)	587円
	粘土 (2歳児クラス以上)	440円
	粘土ケース (2歳児クラス以上)	500円
	サインペン (5歳児クラス)	515円

	水性マーカー (3,4歳児クラス) カラー帽子(日除け付き)(全児) 絵の具 (5歳児クラス) 鍵盤ハーモニカ (4,5歳児クラス) 唄口のみ (4,5歳児クラス) ※鍵盤ハーモニカは、どちらか選択してください	650円 1030円 775円 5,300円※ 390円※
絵本代(令和5年度価格参照)	月刊絵本(4歳のみ)	月額 420円
写真代(令和5年度価格参照)	業者による写真販売	Lサイズ 140円
保護者会費(令和5年度会費)	保護者会の運営費(全児)	半年払い 3,000円
おむつのサブスク (令和6年度より実施)	0・1歳児(希望者のみ)	月額 3,450円

2 超過保育に係る利用者負担

認定による教育・保育時間を越えた場合は15分毎に超過保育料をいただきます。

登園が8時以前になった又はお迎えが15時30分を過ぎた時

※延長保育を申し込まれた方は、申請時間を越えた場合に超過保育料をいただきます。

※1日で登園とお迎え両方で越えてしまった場合は、越えた時間を合算して超過保育料を算定します。

不平等が起こらないようにするため、事前連絡の有無や理由によらず時間で判断します。御理解とご協力をお願いします。

3 徴収方法

保育料・給食費(1号認定)・保育補助費・講師料負担費・延長保育料は、毎月10日頃に徴収金額をお知らせします。20日にゆうちょ銀行から料金が引き落とされます。それまでに入金しておいてください。

※但し、4月は、20日頃に徴収金額をお知らせします。また、4月分の引落としは、5月に4、5月分一緒に引落としさせていただきます。

超過保育料・預かり保育料・・・月末に計算し、翌月の10日頃に徴収金額をお知らせしますので、20日に郵貯銀行から料金が引き落とされます。それまでに入金しておいてください。

※但し、3月中旬以降の超過保育料・預かり保育料につきましては、当日お迎え時にその日の超過料金・預かり保育料を頂きます。

保護者会費・・・半年払いで5月と10月に保護者会からの徴収袋に会費を入れてご持参ください。

その他の費用・・・請求額を書いて徴収袋をお渡ししますので、一週間以内にご持参ください。支払いを受けた場合、徴収袋に領収印を押印します。

4 その他

上記の1以外に徴収が必要な場合は、事前に御連絡致します。

※当園は保育料・給食費(1号認定)・主食費・保育補助費・講師料負担費・延長保育料・超過保育料の費用の支払を受けた場合、領収表に領収印を押印します。

別表1

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（2・3号認定こども用）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	2号認定を受けた子どもに係る 幼児主食費 2,000円+副食費 4,500円	月額 6,500円
延長保育料	保育短時間認定（8時間認定）の方で、 8時以前又は16時以降の保育を希望する 場合の保育料 及び 保育標準時間認定（11時間認定）の方 で、18時30分以降19時までの保育 を希望する場合の保育料（30分毎） <u>※事前の申請が必要です。</u>	月額 2,000円
超過保育料	各認定による保育時間を越えた場合の保 育料（15分毎）	1回 300円
保育補助費	年中行事・行事のプレゼント・保険に係る 費用（全児）	月額 1,000円
講師料負担費	英語・体育・音楽等の講師費用一部負担 （幼児クラス） ※希望されない方はお申し出ください	月額 1,500円
通園用品代 （令和5年度価格参照）	制服 サイズ 100～130（3歳児クラス以上）	6,400円
	制服 サイズ 140・150（3歳児クラス以上）	6,900円
	半袖トレシャツ（3歳児クラス以上）	1,420円
	長袖トレシャツ（3歳児クラス以上）	1,860円
	トレパン（3歳児クラス以上）	1,120円
	制帽子（3歳児クラス以上）	1,265円
	通園かばん（3歳児クラス以上）	3,600円
	スモック（全児）	1,045円
保育用品代 （令和5年度価格参照）	出席ブック（4,5歳児クラス）	660円
	健康の記録（全児）	310円
	連絡ノート（3,4,5歳児クラス）	170円
	乳児ノート（0,1,2歳児クラス）	480円
	雑費（全児）	62円
	はさみ（3歳児クラス以上）	455円
	クレパス（3歳児クラス以上）	587円
	粘土（2歳児クラス以上）	440円
	粘土ケース（2歳児クラス以上）	500円

	サインペン (5歳児クラス)	515円
	水性マーカー (3.4歳児クラス)	650円
	カラー帽子(日除け付き)(全児)	1030円
	絵の具 (5歳児クラス)	775円
	鍵盤ハーモニカ (4,5歳児クラス)	5,300円※
	唄口のみ (4,5歳児クラス)	390円※
	※鍵盤ハーモニカは、どちらか選択してください	
絵本代(令和5年度価格参照)	月刊絵本(4歳のみ)	月額 440円
写真代(令和5年度価格参照)	業者による写真販売	Lサイズ 140円
保護者会費(令和5年度会費)	保護者会の運営費(全児)	半年払い 3,000円
おむつのサブスク (令和6年度より実施)	0・1歳児(希望者のみ)	月額 3,450円

2 超過保育に係る利用者負担

各認定による保育時間を越えた場合は15分毎に超過保育料をいただきます。

保育標準時間認定(11時間保育)の方・・・お迎えが18時30分を過ぎた時
保育短時間認定(8時間保育)の方・・・登園が8時以前になった又はお迎えが
16時を過ぎた時

※延長保育を申し込まれた方は、申請時間を越えた場合に超過保育料をいただきます。

※1日で登園とお迎え両方で越えてしまった場合は、越えた時間を合算して超過保育料を算定します。

不平等が起こらないようにするため、事前連絡の有無や理由によらず時間で判断します。御理解とご協力をお願いします。

3 徴収方法

保育料・給食費(1号認定)・主食費・保育補助費・講師料負担費・延長保育料は毎月10日頃に徴収金額をお知らせします。20日にゆうちょ銀行から料金が引き落とされます。それまでに入金しておいてください。

※但し、4月は、20日頃に徴収金額をお知らせします。また、4月分の引落としは、5月に4,5月分一緒に引落しさせていただきます。

超過保育料・・・月末に計算し、翌月の10日頃に徴収金額をお知らせしますので、20日に郵貯銀行から料金が引き落とされます。それまでに入金しておいてください。

※但し、3月中旬以降の超過保育料につきましては、当日お迎え時にその日の超過料金を頂きます。

保護者会費・・・半年払いで5月と10月に保護者会からの徴収袋に会費を入れて
ご持参ください。

その他の費用・・・請求額を書いて徴収袋をお渡ししますので、一週間以内に御持
参ください。支払いを受けた場合、徴収袋に領収印を押印します。

4 その他

上記の1以外に徴収が必要な場合は、事前に御連絡致します。

※当園は保育料・給食費(1号認定)・主食費・保育補助費・講師料負担費・延長保育
料・超過保育料の費用の支払を受けた場合、領収表に領収印を押印します。